

< 参考資料 >

児童手当（～21年度）・子ども手当（22・23年度前半）・子ども手当（23年度後半）の比較

← 児童手当法
（～21年度）

← 子ども手当法
（22・23年度前半）

← 子ども手当特別措置法
（23年度後半）

支給対象となる子どもの拡充・支給額の改善（H23.10～）

【0～3歳未満】 一律	月額10,000円
【3歳～小学校修了】 第1子・第2子	月額 5,000円
第3子以降	月額10,000円
【中学生】	（支給せず）

<給付総額：1兆円>



【0歳～中学生】 一律	月額13,000円
----------------	-----------

<給付総額：2.7兆円>

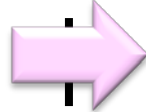


【0～3歳未満】 一律	月額 15,000円
【3歳～小学校修了】 第1子・第2子	月額 10,000円
第3子以降	月額 15,000円
【中学生】 一律	月額 10,000円

※3党合意：<給付総額：2.2～2.3兆円程度>

所得制限基準の緩和（H24.6～）

所得制限 有り
被用者：年収860万円
（専業主婦、児童二世帯の場合）
※ 扶養親族数により差がある。



所得制限 無し
※22・23年度（24.5月支給分まで）



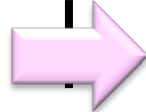
平成24年6月分から所得制限を実施。
※併せて、所得制限を超える者に対する必要な税制上・財政上の措置等について検討した上で、
所要の措置を講じる。

※3党合意：年収960万円程度（夫婦と児童二世帯）

手当を必要とする子どもに届く改善（H23.10～）

■施設入所の子ども、里親

・親が監護している →親へ支給
・親がいないor親から虐待 →支給されない



・親が監護している →親へ支給
・親がいないor親から虐待
→「安心子ども基金」から支給



すべての子どもについて施設（設置者）へ支給

■両親の別居

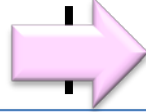
子どもの生活費を主に負担している親へ支給



子どもと同居している親に支給

■子どもの居住地

国外でも支給



国外でも支給（確認事務の厳格化）



留学を除き、支給しない

地域の実情に対応するための措置（H23.10～）

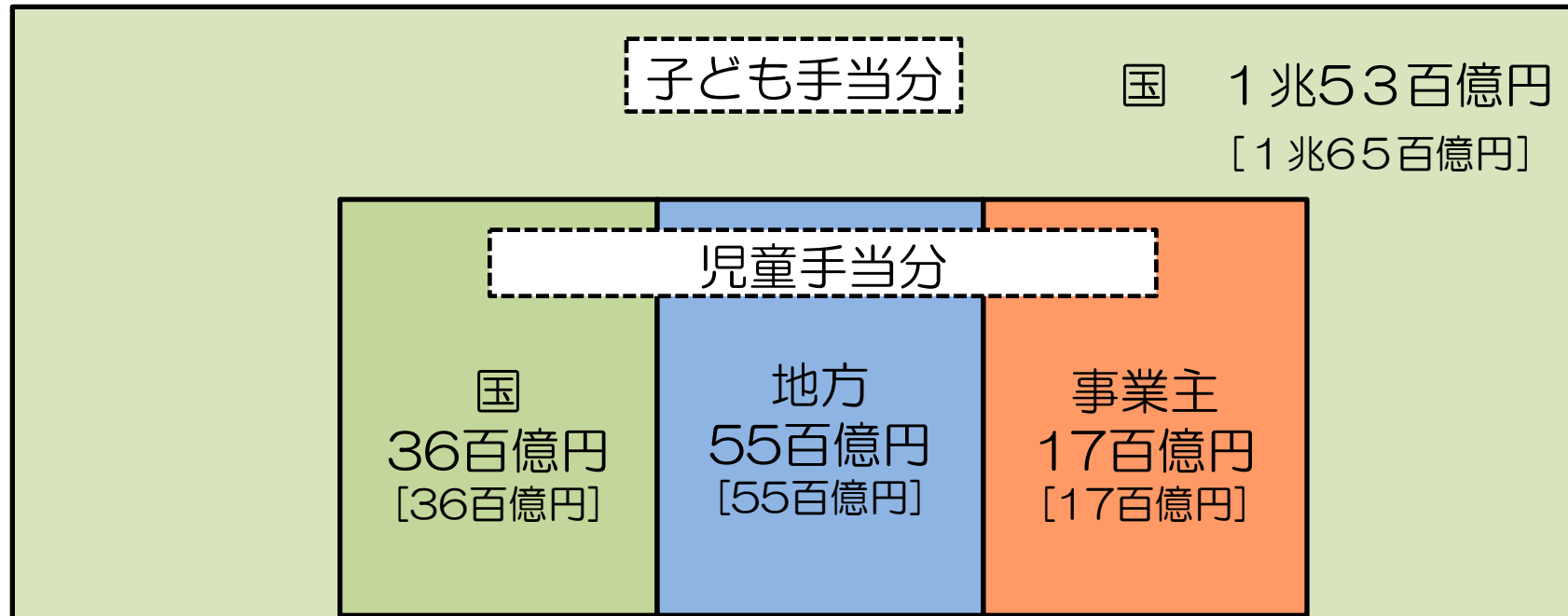


- 地域独自の子育て支援サービス（現物サービス）や待機児童対策を実施するための交付金を新設。
- 保育料や学校給食費などへ充当可能とする（学校給食費等は本人の同意が必要）。

子ども手当に関する給付額(平成23年度)

- 平成23年度政府法案
一次補正後 2兆94百億円
- 特措法を踏まえた額 2兆73百億円

※ 子ども手当は、支給月が6月、10月、2月とされ、4か月分をまとめて支給。平成23年度予算には、各支給月に対応した平成23年2月～平成24年1月分を計上(平成24年2, 3月分は平成24年6月支給となり、平成24年度予算に計上)



※公務員分を含めた数字。 [] 内は平成23年度一次補正後予算。

【児童手当との比較】実質手取り額の試算(夫婦・子ども一人、月額)

【試算の前提】

○手当額については右表のとおり

○夫婦・子ども1人(妻:専業主婦、夫:給与所得者)

※ 子ども1人のため第3子加算は影響せず
(概ね3歳未満の場合と同様)

	従来の児童手当	特別措置法案	H22子ども手当
手当額の水準	3歳未満 10,000円 3歳～小学生 (第1・2子) 5,000円 (第3子) 10,000円	3歳未満 15,000円 3歳～小学生 (第1・2子) 10,000円 (第3子) 15,000円 中学生(一律) 10,000円 (H23年10月から)	全て一律13,000円 (H23法案では3歳未満のみ20,000円)
支給対象年齢	～小学校修了前	～中学校修了前	～中学校修了前

○現行法に従って、H23. 1～: 所得税の年少扶養控除の廃止、H24. 6～: 住民税の年少扶養控除の廃止(自営業等の普通徴収はH24. 4～)が行われた場合として試算

※3党合意では、「所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方について、平成24年度税制改正までに総合的に検討する。」とされている。

○「特別措置法案の手当額」+「扶養控除廃止」の手取り額から、「児童手当」+「扶養控除あり」の手取り額を差し引いた額(月額表示)

○所得制限については、H24. 6から年収960万円程度で実施するものとして試算。なお、所得制限世帯への税制上・財政上の措置については今後検討。

※月額で表示		300万円	500万円	800万円	1,000万円	1,500万円
H23. 10 ～H24. 5	3歳未満	3,417円	2,375円	-1,333円	8,667円	4,550円
	3歳～小学生	3,417円	2,375円	-1,333円	3,667円	-450円
	中学生	8,417円	7,375円	3,667円	3,667円	-450円

(参考)仮に所得制限超の者に9千円支給する場合

※月額で表示		300万円	500万円	800万円	1,000万円	1,500万円
H24. 6～	3歳未満	667円	-375円	-4,083円	-83円	-4,200円
	3歳～小学生	667円	-375円	-4,083円	-83円	-4,200円
	中学生	5,667円	4,625円	917円	-83円	-4,200円

(参考)仮に所得制限超の者に支給しない場合

※月額で表示		300万円	500万円	800万円	1,000万円	1,500万円
H24. 6～	3歳未満	667円	-375円	-4,083円	-9,083円	-13,200円
	3歳～小学生	667円	-375円	-4,083円	-9,083円	-13,200円
	中学生	5,667円	4,625円	917円	-9,083円	-13,200円

子ども手当特措法政省令の主な規定事項について

I 子どもの国内居住要件関係

第3条 この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

○ 子どもの国内居住要件の例外となる「留学その他省令で定める理由」を規定。(省令)

① 留学・・・以下の要件を全て満たすもの

ア 国内に住所を有しなくなった前日までに国内に継続して3年を超えて住所を有していたこと

イ 教育を受けることを目的として外国に居住しており、父母等と同居していないこと

ウ 国内に住所を有しなくなった日から3年以内のものであること

② 留学のイ及びウを満たすもので、アに準ずる基準(過去6年間にのべ3年を超える期間国内に住所を有していたもの)を満たすもの

※中1まで国内に居住し、中2の前半留学した後、中3でも留学する場合などに対応予定

II 施設関係

第3条

3 この法律において「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいう。

二 ……乳児院、…児童養護施設、…に入所している子ども(当該知的障害児施設等及び乳児院等(以下「児童福祉施設」という。))に通う者並びに厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除く。)

○ 施設に入所しているものの、施設入所等子どもとならない「省令で定める短期間の入所」を規定(省令)

・保護者の身体上、精神上、環境上の理由により、家庭において子どもを養育することを一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる入所等

Ⅲ 保育料の特別徴収及び申出による学校給食費等の徴収関係

第26条 市町村長は、…保育料を徴収する場合において、…受給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者に子ども手当の支払をする際に保育料を徴収することができる。

- 特別徴収の対象となる保育料の範囲を規定(政令)
 - ・平成23年10月～平成24年3月までに行われた保育に係る費用を特別徴収の対象とすること

第25条 市町村長は、…子ども手当の額の全部又は一部を、…学校給食費その他の学校教育に伴って必要な厚生労働省令で定める費用又は児童福祉法第56条第3項の規定により徴収する費用…子ども手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

- 申出による徴収の対象となる「学校給食費その他の学校教育に伴って必要な省令で定める費用」を規定(省令)
 - (・保育所保育料(法律に規定のため省令には規定せず)) ・学校給食費
 - ・幼稚園の保育料 ・学用品費 ・放課後児童クラブ利用料
 - ・その他義務教育(幼稚園を含む)に伴って必要な費用(学級費・児童会費・生徒会費・修学旅行を想定)

Ⅲ その他

- その他、以下の政省令を公布
 - ・児童福祉法施行規則等の一部改正省令
(施設の最低基準として、施設の設置者が子ども手当の支給を受けた際に適切に管理する旨を規定)
 - ・事業主からの徴収する拠出金にかかる拠出金率を定める政令
 - ・市町村に交付する事務費に関する政令

平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて

標記について、以下のとおり合意する。

1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - (1) 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
 - (2) 所得制限は設けない。
 - (3) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
 - (4) (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
 - (5) 公務員については、所属庁から支給する。
 - (6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
2. 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

3. 子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。

4. 3. の趣旨及び平成22年度予算における取扱いも踏まえ、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、平成21年12月8日の閣議決定に基づいて設置される「検討の場」において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、「地域主権」を進める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成23年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。

平成21年12月23日

国家戦略担当・内閣府特命担当大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の概要

趣旨

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成22年度において、中学校修了前までの子どもについて、子ども手当を支給する制度を創設する。

概要

(1) 子ども手当の支給

- ・中学校修了までの子ども一人につき、月額1万3千円(所得制限なし)の子ども手当を父母等に支給。
- ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
- ・支払月は、平成22年6月、10月、平成23年2月、6月。

(2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) 児童育成事業(放課後児童クラブ等)については、事業主拠出金を原資として実施。

(4) 子ども手当を市区町村に簡便に寄附できる仕組みを設ける。

(5) 児童手当の既受給者に係る申請免除等の経過措置を設ける。

(6) 検討

- ・政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ・政府は、平成23年度以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行日

平成22年4月1日

5大臣合意

- 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
 - 所得制限は設けない。
 - 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
 - (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
 - 公務員については、所属庁から支給する。
 - 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組みを行う。
 - 支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。
 - 児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。
 - 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
 - 次世代育成支援対策交付金を改組し、地方が地域の実情に応じた子育て支援サービス(現物サービス)を拡充することができるよう新たな交付金を設ける。
- 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。
- 平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減による地方財政の増収分については、平成21年12月23日付け4大臣合意における「最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。」との趣旨を踏まえ、国、地方の適切な負担調整を行う。このうち平成23年度の増収分については、地方特例交付金の減額(平成18年及び19年の児童手当法の改正による負担の増大に対応する部分に限る。)その他これに準ずる適切な措置を講じることにより国、地方の負担調整を行う。

- 平成23年度税制改正による所得税・住民税の成年扶養控除の縮減及び所得税の給与所得控除の縮減に係る税制改正の趣旨を踏まえつつ、これによる地方財政の増収分については、地方財源であるという性格にも鑑み、子ども手当に充てないが、各施策の見直しを行う中で、国、地方の適切な役割分担・経費負担を実現するための検討を行い、その結果と整合的な、一般財源化等の適切な措置を講ずる。このうち平成23年度の地方財政の増収分については、3.に掲げる適切な措置を講じる。あわせて、平成23年度厚生労働省予算の見直しにより所要額(200億円)を確保する。
- 3.及び4.に掲げる地方財政の増収分のうち平成24年度以降の毎年度の増収分については、2.に掲げる検討結果及び各施策の見直し内容等に基づいて、平成24年度以降の各年度の予算編成過程において取扱いを検討し、その結論を得て、順次措置する。
- 平成24年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、厚生労働省をはじめとする関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討する。その際、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方の意見を真摯に受け止め、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。
- 「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」(平成22年7月27日閣議決定)のルールを踏まえ、厚生労働省の年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴う自然増については、3.に掲げる平成23年度分の地方財政の増収分に係る措置を前提に、追加要求をできることとする。

平成22年12月20日

国家戦略担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣
(少子化対策)

平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案の概要(3月31日撤回)

趣旨

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前(※)までの子どもについて、平成23年度分の子ども手当を支給する等の所要の措置を講ずる。

※ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

概要

(1) 子ども手当の支給

- ・3歳未満の子ども一人につき月額2万円を、3歳以上中学校修了前までの子ども一人につき月額1万3千円の子ども手当を父母等に支給。(所得制限なし)
- ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
- ・支払月は、平成23年6月、10月、平成24年2月、6月。

(2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) 子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)。

(4) 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で子ども手当を支給する。

(5) ①未成年後見人や父母の指定する者(父母等が国外にいる場合に限る。)に対しても父母と同様(監護・生計同一)の要件で子ども手当を支給する(父母等が国外に居住している場合でも支給可能)とともに、
②監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合には、子どもと同居している者に支給する(離婚協議中別居の場合、子どもと同居する親に対して支給)。

(6) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費等については、本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとする。

(7) 地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける。

施行日

平成23年4月1日((3)～(5)については、6月分から適用)

国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律(概要)

第1 趣旨

平成22年度子ども手当支給法による子ども手当は平成22年度限りとなっているため、国民生活等の混乱を回避するため、緊急的な措置として同法に基づく子ども手当を平成23年9月分まで支給するよう、所要の措置を講じる。

第2 平成23年9月までの暫定的な支給

平成23年3月分まで支給することとされている、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律に基づく子ども手当について、平成23年9月分まで暫定的に支給する。

(中学校修了前の子ども一人につき月額1万3千円(所得制限なし))

第3 施行日

平成23年4月1日

中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ

10月から「子ども手当」が変わります 申請をお忘れなく!!

(これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、
全ての方が申請が必要です。)



10月分からの支給額は以下のように変わります。

【手当の月額】（平成23年10月分～平成24年3月分）

- ・ 0歳～3歳未満 : 15,000円（一律）
- ・ 3歳～小学校修了前 : 10,000円（第3子以降は15,000円）
- ・ 中学生 : 10,000円（一律）

※10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

また、これまでと支給対象となる方が変わる場合があります。
詳しくは、裏面の「一問一答」をご覧ください。

**申請が
必要です**

10月分からの子ども手当を受け取るためには、支給対象となる方かどうか審査しますので、**これまで受け取っていた方も含め、対象のお子さんを持つ全ての方は、お住まいの市町村へ申請をしてください。**（※公務員の方は勤務先へ申請）

平成24年3月末までに申請をすれば、10月分からの手当を受け取ることができます。

ご注意ください!

以下の方は速やかに申請して下さい。

(3月までに申請しても遡って受け取れません。)

- ・ 10月以降に他の市町村へ転居した方
- ・ 10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市町村へ転居した方は、**転出した日（転出予定日）の次の日から**、
10月以降にお子さんが生まれた方は、**お子さんが生まれた日の次の日から数えて15日を経過するまでに必ず申請してください。**

詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

〇〇市(町・村)△△課××係 TEL:00-0000-0000



厚生労働省・都道府県・市町村

子ども手当 一問一答



10月からの子ども手当について説明します。

Q1 どうして現在子ども手当を受給している人も申請をするのですか？

A1 新しい法律により支給要件等の変更が行われたことから、改めて支給の対象となるかどうかを確認する必要があるからです。

なお、今までの子ども手当や児童手当は、毎年6月に「現況届」の提出が必要でしたが、平成23年6月は提出を求めず、受給者の方の負担軽減を図っていたこともあり、今回、支給対象となるお子さんを持つ全ての方から申請をしていただくことになりましたので、ご理解のほど、よろしくお願い致します。

Q2 子どもが海外に住んでいる場合は子ども手当をもらえないのですか？

A2 お子さんが海外に住んでいる場合は、原則として子ども手当を受け取ることはできません。

ただし、お子さんが海外の学校に留学している方は、子ども手当を受け取ることができる場合があります。

Q3 子どもが児童養護施設などに入所している場合は、子ども手当はもらえますか？

A3 お子さんが児童養護施設などに入所している場合は、原則として入所している施設の設置者等が子ども手当を受け取ることになります。

Q4 保育料や学校給食費などを子ども手当から差し引くということを聴きましたが？

A4 市町村の判断により、10月からは、子ども手当から保育料を差し引くことが可能となります。

また、同意していただいた方については、学校給食費などを差し引いて子ども手当を支給することができるようになります。



以下の1～4に該当するときは、
お住まいの市区町村に届け出が必要です。

1. 子どもを養育しなくなったことなどにより、
支給対象となる子どもがいなくなったとき
(減額になるとき)
2. 同じ市区町村の中で住所が変わったとき、
または養育している子どもの住所が変わったとき
3. 受給者の方または養育している子どもの
名前が変わったとき
4. 海外に住んでいる父母から国内で子ども
を養育している者として、「**父母指定者**」の
指定を受けるとき



今までの子ども手当と 違うところは…

1. 子どもが日本国内に住んでいること

原則として、子どもが日本国内に住んでいる場合に子ども手当を支給します。

ただし、子どもが海外に留学している場合は、子ども手当を受け取ることができる場合があります。

2. 両親が離婚協議中で別居している場合は、 子どもと同居している方を優先

父母が、離婚協議中で別居している場合は、お子さんと同居している方に支給される場合があります。

ただし、単身赴任の場合は、これまでどおり、子どもの生活費を主に負担している方に支給します。

3. 海外にいる父母が指定する人に支給

父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内に住む子どもを養育している人を指定すれば、指定された方に子ども手当を支給します。

子どもの住所のある市区町村に「**父母指定者指定届**」を提出して、認定を受けてください。

4. 未成年後見人に支給

子どもを養育している未成年後見人がいる場合は、未成年後見人に子ども手当を支給します。

5. 児童福祉施設の設置者、里親に支給

子どもが施設に入所している場合や里親等に委託されている(預けられている)場合は、原則として、その施設の設置者や里親等に子ども手当を支給します。

平成23年10月からの 子ども手当

申請をお忘れなく！
全ての方について申請が必要です



お問い合わせ先



平成23年10月から 子ども手当が変わります。

10月以降の子ども手当制度について (平成23年10月～平成24年3月)

1. 支給対象

子ども手当は、中学校卒業まで（15歳に達した後最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給します。

2. 支給額

子どもの年齢	子ども手当月額
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

3. 支給時期

平成24年2月	平成23年10月～平成24年1月分 (4カ月分)
平成24年6月	平成24年2月～3月分 (2カ月分)

4. 保育料や、受給者の申し出があった場合の学校給食費などを、市区町村が子ども手当から徴収することなどが可能になります。

※保育料などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります。

10月から子ども手当の支給対象が変わる場合があります。裏面の「**今までの子ども手当と違うところは…**」をご覧ください。

中学校卒業前のお子さんをもつ方へ

10月から子ども手当を受け取るためには、これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、

全ての方について 申請が必要です!!

新しい法律により
支給要件などの変更が行われたことから、
対象となるお子さんをもつ全ての方に
申請をお願いしています。

平成23年10月1日の時点で受給資格のある方は

**平成24年3月末までに申請をすれば、
10月分から手当を受け取ることができます。**



ただし、

ご注意ください

以下の方は、速やかに申請を!!

- 10月以降に他の市区町村へ転居した方
- 10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市区町村へ転居した方は、転出した日(転出予定日)の翌日から15日以内、10月以降にお子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた日の翌日から15日以内に申請が必要です。

(3月までに申請をしても、さかのぼって受け取れません)

次の場合は、15日以内に申請してください

子ども手当は、原則、申請した月の翌月分から支給されます。ただし、誕生日や転出予定日(異動日)が月末に近い場合、申請が翌月になっても異動日の翌日から15日以内の申請であれば、申請月から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

初めてお子さんが生まれたとき

●お住まいの市区町村に申請しましょう!

10月以降に出生により新たに受給資格が生じた場合、お住まいの市区町村の窓口(公務員は勤務先)に申請が必要です。

出生により受給資格が生じた日の翌日から15日以内に申請が必要です。

【申請に必要な添付書類】

- ・健康保険被保険者証の写しなど[請求者が被用者(会社員など)の場合]
- ・請求者名義の金融機関の口座番号が分かるもの
- その他、必要に応じて提出する書類があります。

第2子以降の出生により養育するお子さんが増えた場合など、手当の額が増額になるとき

●お住まいの市区町村に申請しましょう!

手当額が増額する事由が発生した日の翌日から15日以内に申請が必要です。

他の市区町村に住所が変わったとき

●転入先の市区町村へ申請してください!

転出した日(転出予定日)の翌日から15日以内に申請が必要です。

公務員になったとき、公務員でなくなったとき

●お住まいの市区町村と勤務先に届け出・申請をしてください!

公務員は、勤務先から子ども手当が支給されます。公務員になった日の翌日から15日以内に申請が必要です。公務員でなくなったときも、その翌日から15日以内に申請が必要です。

10月からの 子ども手当Q&A

～平成23年10月から子ども手当が変わります！～

厚生労働省

- Q1 10月から、子ども手当の支給額は変わるのですか？
- Q2 10月以降、子ども手当を受け取るためには手続きが必要ですか？
- Q3 11月に他の市区町村へ転居する予定です。転居先の市区町村で引き続き手当を受け取るためには、どのような手続きをいつまでに行えばよいのですか？
- Q4 10月からは子ども手当の支給対象となる人が変わる場合があるのですか？
- Q5 子どもが海外に住んでいる場合は、その子どもの分の手当は受け取れないのですか？
- Q6 両親が別居し、子どもは一方の親とともに暮らしています。この場合、どちらの親に子ども手当が支給されるのでしょうか？
- Q7 子どもが児童養護施設等に入所している場合や里親などに委託されている場合、子ども手当は誰に支給されるのですか？
- Q8 仕事の都合で、子どもを日本にいる祖父母に預け、夫婦で海外に住んでいます。日本にいる子どもについて、子ども手当は支給されますか？
- Q9 10月から、保育料や学校給食費などが子ども手当から差し引かれる場合があるのですか？
- Q10 平成24年度以降の子どもに対する手当制度はどのようなのでしょうか？



Q1 10月から、子ども手当の支給額は変わるのですか？



10月分から支給月額が変わります。

- 今までの子ども手当は、0歳～中学校卒業まで(15歳に達した日以後最初の3月31日まで)のお子さん1人につき、月額13,000円を支給していましたが、10月からはお子さんの年齢や出生順に応じて受け取れる手当の金額が以下のとおり変わります。
- なお、支払時期については、10月分～1月分(4カ月分)の手当は平成24年2月に、2月、3月分は平成24年6月に支払われます。

(支給対象年齢)	(支給月額)
0歳～3歳未満	15,000円(一律)
3歳～小学校修了前	10,000円(第1子・第2子) 15,000円(第3子以降)
中学生	10,000円(一律)



Q2 10月以降、子ども手当を受け取るためには手続きが必要ですか？



10月分以降の子ども手当を受け取るためには、申請が必要です。

- 新しい法律により支給要件などの変更が行われたことから、改めて支給の対象となるかどうかを確認する必要があるため、**これまで子ども手当を受け取っていた方も申請が必要です。**
- 今までの児童手当や子ども手当は、毎年6月に「現況届」の提出が必要でしたが、平成23年6月は、受給者の方の負担軽減を図るために提出を求めていませんでした。
今回は、新しい法律のスタートにあたり、支給対象となるお子さんを持つ全ての方から申請をしていただくことになりましたので、ご理解のほど、よろしくお願いします。
- なお、平成24年3月末までに申請をすれば、10月分からの手当を受け取ることができます。(ただし、10月以降に転居された場合は、転入先の市区町村で速やかに申請が必要となりますのでご注意ください。詳しくは、Q3をご覧ください)



Q3 11月に他の市区町村へ転居する予定です。転居先の市区町村で引き続き手当を受け取るためには、どのような手続きをいつまでに行えばよいですか？



10月以降に転居される方は、転出した日(転出予定日)の次の日から数えて15日以内に、必ず転入先で申請してください。

- 10月以降に転居される方が、引き続き子ども手当を受け取るためには、転出した日(転出予定日)の次の日から数えて15日以内に、転入先の市区町村へ必ず申請をしてください。
- 転出した日から15日を過ぎて申請された場合、転入後の期間についての手当は申請のあった月の翌月分から支給となりますので、満額の手当を受け取れないことがあります。
- また、10月以降にお子さんが生まれた方についても、手当を遡って受け取ることはできませんので、お子さんが生まれた日の次の日から数えて15日以内に、必ず申請してください。



Q4 10月からは子ども手当の支給対象となる人が変わる場合がありますか？

10月から、以下にあてはまる場合は、支給対象となる方が変わることがあります。

- お子さんが海外に住んでいる
お子さんが海外に住んでいる場合、そのお子さんの分の子ども手当は原則として支給されません。(これまでは、一定の条件を満たせば支給していました)
ただし、留学を理由として海外に住んでいるような場合は、引き続き、支給される場合があります。
〔→ 詳しくはQ5をご覧ください〕
- 両親が別居している
離婚協議中で両親が別居している場合、生計を維持する程度にかかわらず、お子さんと同居している方に支給されます。(これまでは生計を維持する程度の高い方へ支給している場合があります)
ただし、単身赴任で別居している場合は取扱いが異なります。
〔→ 詳しくはQ6をご覧ください〕
- お子さんが児童養護施設などに入所している、または里親に委託されている
お子さんが児童養護施設などに入所している場合や里親などに委託されている場合は、入所している施設の設置者や委託を受けている里親などに対して支給されます。(これまでは親に支給されていた場合がありました)
ただし、2カ月以内の期間を定めた短期間の入所や委託の場合は、引き続き、親に支給されます。
〔→ 詳しくはQ7をご覧ください〕
- その他、以下にあてはまる方に対して、子ども手当が支給されるようになりました。
 - ・ 「未成年後見人」として子どもを養育している方
 - ・ 「父母指定者」(海外に住んでいる父または母が、国内でお子さんを養育している方を「父母指定者」として指定した場合、その方に対して支給します)〔→ 詳しくはQ8をご覧ください〕



Q5 子どもが海外に住んでいる場合は、その子どもの分の手当は受け取れないのですか？



原則として、お子さんが海外に住んでいる場合は、そのお子さんの分の子ども手当は支給されません。

- お子さんが海外に住んでいる場合、そのお子さんの分の子ども手当は原則として支給されません。(これまで、一定の条件を満たせば支給していました)
- ただし、お子さんが留学を理由に海外に住んでおり、以下の要件を満たしている場合は、例外として、そのお子さんの分の手当を受け取ることができます。

手当を受給できる要件(以下の全てを満たすとき)

- ① 日本国内に住所を有しなくなった前日までに日本国内に継続して3年を超えて住所を有していたこと
- ② 教育を受けることを目的として海外に居住しており、父母(未成年後見人がいる場合はその未成年後見人)と同居していないこと
- ③ 日本国内に住所を有しなくなった日から3年以内であること

その他、短期間留学していて日本に帰国し、再び3年以内に留学する場合などは、上記①の要件を満たしていなくても、手当を受け取れる場合があります。



Q6 両親が別居し、子どもは一方の親とともに暮らしています。この場合、どちらの親に子ども手当が支給されるのでしょうか？



両親が離婚協議中のために別居していて、生計を同じくしていないときは、お子さんと同居している方に子ども手当が支給されます。

単身赴任などで別居している場合は、生計を維持する程度の高い方に支給されます。

- 今までの子ども手当は、両親が別居し、お子さんが一方の親と暮らしている場合も「生計を維持する程度が高い方」（一般的には、父母のうち恒常的に所得の高い方）に支給されていました。
- このため、離婚協議中に両親が別居し、一方の親が子どもと同居している場合であっても、別居している方に支給されているケースがありました。
- 平成 23 年 10 月からは、**別居中の両親が生計を同じくしないような場合（離婚協議中につき別居している場合）は、お子さんと同居している方に支給されます。**
- 別居が一方の親の単身赴任に伴うものなど、別居後も両親が生計を同じくしていると認められる場合は、引き続き子どもの生計を維持する程度の高い方に支給されます。



Q7 子どもが児童養護施設等に入所している場合や里親などに委託されている場合、子ども手当は誰に支給されるのですか？



施設の設置者や里親などに子ども手当が支給されます。

- 10月からは、お子さんが児童養護施設などに入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として(※)入所している施設の設置者や里親などに子ども手当が支給されます。(これまでは、このような子どもの親が一定の条件を満たせば、親に対して支給されていました)
 - 施設の設置者の方や里親の方が子ども手当を受け取るためには、平成24年3月31日までに、施設の所在地または里親の住所地の市区町村へ申請する必要がありますので、該当する方は速やかに申請願います。
- ※ 子どもが施設へ通所している場合や、2カ月以内の期間を定めて入所・委託が行われた場合で、一定の要件を満たすときは、保護者に対して支給されます。



Q8 仕事の都合で、子どもを日本にいる祖父母に預け、夫婦で海外に住んでいます。日本にいる子どもについて、子ども手当は支給されますか？



日本にいる祖父母のいずれかを、お子さんを養育している方として指定すれば、指定された方が手当を受け取ることができます。

- 今までは、両親が海外に居住し、子どもは国内にいる祖父母に預けられているようなときは、両親に対しても、祖父母に対しても子ども手当が支給されない場合があります。
- 10月からは、海外にいる両親のうち、子どもの生計を維持している方が、国内で子どもと同居している方を「父母指定者」として指定をすれば、指定された方に子ども手当が支給されます(※)。

※ お子さんが単身で学校の寮に入っていて、父母指定者の方と別居しているような場合でも、子ども手当が支給されます。

- 「父母指定者」として子ども手当を受給するには、指定された方が子どもの住所地の市区町村へ届出をする必要があります。届出の方法などについては、お住まいの市区町村へお問い合わせください。



Q9 10月から、保育料や学校給食費などが子ども手当から差し引かれる場合があるのですか？



各市区町村の判断により、10月からは子ども手当から保育料を差し引くことが可能となります。

また、同意していただいた方については、学校給食費などを差し引いて子ども手当を支給することができるようになります。

- 保育料については、市区町村の判断により、子ども手当の受給者と保育料を支払うべき扶養義務者が同一である場合は、市区町村がその方に子ども手当の支払いをする際に、保育料を徴収することができるようになります。
- 子ども手当から徴収できる保育料は、平成23年10月から平成24年3月までに行われた保育についての保育料となります。
- 学校給食費等(※)については、受給者からの申し出があった場合に、市区町村が子ども手当から学校給食費等を徴収することができることとしています。

※ 学校給食費等とは

- ・学校給食費 ・幼稚園または特別支援学校の幼稚部の保育料
- ・義務教育諸学校における学用品の購入費用
- ・放課後児童クラブの利用料
- ・義務教育諸学校・幼稚園・は特別支援学校の幼稚部の学校教育に伴って 必要な費用(学級費、児童会費、生徒会費、修学旅行費など)

(保育所の保育料については、申出がなくとも徴収できる仕組みができますが、市区町村の判断により、受給者からの申し出に基づき徴収することも可能となります。)

- 具体的に徴収の対象となる費用や申し出の方法については、各市区町村が決定し、実施される場合は、各市区町村から案内があります。



Q10 平成 24 年度以降の子どもに対する手当制度はどのようなのでしょうか？



10 月からの支給額などをもとに、今後検討いたします。

- 支給額については、Q1 でお示した額が基本となります。
- また、所得の額が一定の基準を超える場合は支給が制限される仕組み(所得制限)を、平成 24 年 6 月分以降の手当から適用することを予定しています。その際、所得制限額の水準や所得制限を超える方への対応も含めて、今後検討し、決定次第お知らせします。

平成24年度 雇用均等・児童家庭局 概算要求の概要

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援 対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と家庭の両立の実現に向け、育児・介護休業制度の定着促進を図るとともに、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制の整備、両立支援に取り組む事業主への支援など、育児・介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等対策の推進やパートタイム労働者の均等・均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子どものための現金給付制度
- 2 待機児童の解消などに向けた取組
- 3 児童虐待への対応、社会的養護の充実など
- 4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 5 母子保健医療対策の推進
- 6 育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の充実）（再掲）

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の充実）
- 3 パートタイム労働者等の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

○予算額の状況

	23年度予算額	24年度概算要求額	伸び率
局 合 計	2兆7,738億円	2兆1,916億円	▲21.0%
〔「子どものための現金給付」を除いた場合〕	8,161億円	8,500億円	+4.2%
一般会計	2兆6,880億円	2兆1,123億円	▲21.4%
特別会計	858億円	793億円	▲7.6%
年金特別会計 手当給付費等勘定 (仮称)			
うち児童育成事業費	724億円	666億円	▲8.0%
労働保険特別会計	134億円	127億円	▲5.2%
労災勘定	5億円	5億円	▲8.3%
雇用勘定	128億円	122億円	▲5.0%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

1 子どものための現金給付制度

《2兆77億4千4百万円→1兆3,940億2千4百万円》

(1) 子どものための現金給付 1兆3,416億2千4百万円

〔うち、給付費分：1兆3,315億3千5百万円
事務費分：100億9千0百万円〕

平成24年度以降の子どものための現金給付制度については、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」附則第2条の規定等に基づき、同法に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として法制上の措置を講ずる。

(注1) 所得制限世帯への措置を含めた制度の在り方については、予算編成過程で検討し、結論を得る。

(注2) 概算要求額については、平成23年度予算の負担ルール（子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給し、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担）を当てはめて国庫負担額を要求。財源構成等については、予算編成過程で検討し、結論を得る。

(2) 地方での子育て支援サービスの拡充等のための交付金の交付

524億0百万円

地方独自の子育て支援サービスの拡充のための事業や、「子ども・子育てビジョン」の実現に向けた地域子育て支援拠点や一時預かりなどの設置促進等に対して、交付金を交付する。

※「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化に要する費用については、後述参照。

2 待機児童の解消などに向けた取組

《4,489億7千3百万円→4,809億6千5百万円》

(1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

4,322億5千0百万円

待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大を図る。また、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、延長保育（54.9万人→58.0万人）、休日・夜間保育（休日：9万人→10万人、夜間：196箇所→224箇所）、病児・病後児保育（延べ115.5万人→延べ143.7万人）などの充実を図る。

また、保育所の施設整備などを行う「安心こども基金」については、期限延長等について検討する。

(2) 放課後児童対策の充実 **316億9千9百万円**

総合的な放課後児童対策（放課後子どもプラン）の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの箇所数の増（25,591箇所→26,310箇所）を図る。

(3) 「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化（新規）

【日本再生重点化措置】 **124億0百万円**

待機児童解消に先駆的に取り組む自治体を対象に実施している「待機児童解消「先取り」プロジェクト」について、現在検討中の「子ども・子育て新システム」を踏まえ、対象を待機児童のいる全ての自治体にまで拡大するとともに、グループ型小規模保育事業での緊急時の安全対策等を管理する人の配置に要する経費や職員の配置等の基準を満たす認可外保育施設の開設準備に要する経費等について、新たに財政支援を行う。

また、「地方版子ども・子育て会議」の設置や小規模かつ多機能な保育事業の実施により、保育サービスの供給が不足している地域にきめ細かく対応するモデル事業を創設する。

(4) 電力需給対策に対応した休日保育等の提供【復旧・復興】

36億1千6百万円

電力需給対策の実施に伴う企業等の早朝・夜間や休日への就業時間等の変更により、休日保育等が必要となる児童に保育サービス等を提供する。

(5) 児童福祉施設等の事業復旧に係る再開準備経費等の支援【復旧・復興】

10億0百万円

東日本大震災により被災した児童福祉施設等の事業再開のために必要な備品・設備等の復旧費用について財政支援を行う。

3 児童虐待への対応、社会的養護の充実など

《944億9千8百万円→994億5千3百万円》

〈うち児童入所施設措置費834億7千3百万円→862億3千2百万円〉

(1) 虐待を受けた子ども等への支援 **924億8千8百万円**

① 児童虐待防止対策の強化等（一部新規）

児童の権利利益を擁護する観点から、本年5月に成立した「民法等の一部を改正する法律」により親権制度等の見直しが行われたことに伴い、保護者指導や児童相談所の法的対応の強化を図るとともに、法人等による未成年後見人制度の普及促進等を行うため、新たに支援制度（未成年後見人に対する報酬や未成年後見人が加入する損害賠償保険料の補助）の創設等を行う。

②家庭的養護の推進（一部新規）

児童養護施設等の小規模化・地域分散化を図り、家庭的養護への転換を推進するため、里親への委託や、ファミリーホーム（80箇所→120箇所）、小規模グループケア（713箇所→743箇所）、地域小規模児童養護施設（210箇所→240箇所）の増を図るとともに、既存の建物の賃借料の措置費算定を行うことにより、賃貸によるファミリーホーム等の実施を推進する。

また、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援を行う里親支援担当職員を配置する。

③被虐待児童等への支援の充実（一部新規）

社会的養護の施設等でのケアの充実を図るため、乳児院に配置する被虐待児等個別対応職員の配置の拡充、児童養護施設等の第三者評価の受審とその結果の公表の義務化に伴う経費の措置費算定、一時保護所への看護師の配置や里親への一時保護委託費の充実、児童家庭支援センターの箇所数の増（108箇所→112箇所）や心理療法担当職員の常勤化の推進（26箇所→50箇所）を図るとともに、児童養護施設等の人員配置の段階的な引上げについて検討する。

④要保護児童の自立支援の充実（一部新規）

児童養護施設等を退所する児童の自立支援の充実を図るため、児童の就職や大学等進学時の自立生活支度費の充実、自立に役立つ資格取得に要する経費の支給や母子生活支援施設に入所している児童の進学時に要する経費の支給を行うとともに、自立援助ホームの箇所数の増（93箇所→115箇所）等を行う。

⑤児童虐待防止医療ネットワークの推進（新規）

地域の医療機関が連携して虐待の早期発見・介入等の対応を行う虐待防止体制の整備を図るため、都道府県の中核的な小児救急病院等に虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関への研修、助言等を行う。

（2）配偶者からの暴力（DV）防止

57億5千5百万円

配偶者からの暴力（DV）被害者に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

（3）子どもの心のケアの支援体制の構築【復旧・復興】

12億1千0百万円

東日本大震災により被災した子どもの心のケアなどの支援体制を構築するため、巡回支援等を行う専門家（医師、心理担当職員、保育士等）の被災自治体への配置、専門家派遣の支援体制の整備などを行う。

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

《1, 855億1千8百万円→1, 914億4千1百万円》

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進 37億2千4百万円

母子家庭の母等への就業支援を中心とした総合的な自立支援施策を推進するとともに、養育費の確保や面会交流の支援、学習ボランティアによる児童の学習支援の推進を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援（一部新規）

1, 869億1千7百万円

ひとり親家庭の自立を支援するために支給する児童扶養手当について、配偶者からの暴力（DV）被害者は、裁判所の保護命令が発令される等の要件により支給対象とする。

また、母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

(3) 被災した母子家庭等への経済的支援【復旧・復興】 8億0百万円

東日本大震災で被災した母子家庭等に対し、母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

5 母子保健医療対策の推進

《262億4百万円→274億5千4百万円》

(1) 不妊治療等への支援 107億6百万円

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

また、不育症に悩む人への相談体制の充実を図るとともに、HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）の母子感染に関する保健指導の推進を図る。

なお、「妊婦健康診査支援基金」については、期限延長等について検討する。

(2) 小児の慢性疾患等への支援 165億2千5百万円

小児期に小児がんなどの特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童等の健全育成を図るため、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減する。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

6 育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の充実）（再掲・7ページ参照）

《96億8千9百万円→94億7千6百万円》

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《5億5千6百万円→5億2千6百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等対策の推進 3億9千1百万円

男女雇用機会均等法に基づく配置・昇進等の性差別禁止に関する事業主指導及びセクシュアルハラスメント対策の充実を図る。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進 1億3千5百万円

男女の均等度合いを企業労使で把握し、女性の活躍促進のためのポジティブ・アクションにつなげるためのシステムづくり（均等に見える化）や、ロールモデル、メンター制度など若い女性が将来のビジョンを描けるための支援を推進する。

2 育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の充実）

《96億8千9百万円→94億7千6百万円》

(1) 両立支援に取り組む事業主等への助成金の支給 88億4千5百万円

働き続けながら育児・家族介護を行う労働者の雇用の継続を図るため、子育て期における短時間勤務制度を導入し労働者に利用させる等、雇用環境の整備を行う事業主等に助成金を支給する。

また、両立支援への取組が遅れている中小企業の底上げを図るため、「中小企業両立支援助成金」により、引き続き中小企業における育児休業終了後の継続就業等を促進する。

(2) 両立支援に関する雇用管理改善事業の実施 5億2千6百万円

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等の処遇等に関するベストプラクティスの普及等を引き続き行うとともに、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を行うため、雇用均等指導員（両立担当）（仮称）（新規）を都道府県労働局に配置する。

また、「イクメンプロジェクト」の実施により男性の育児休業取得を促進する。

(3) 改正育児・介護休業法の円滑な施行 8千3百万円

改正育児・介護休業法に基づく制度の普及・定着に向けた導入指導等の強化により、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備促進を図る。

(4) 中小企業における次世代育成支援対策の推進 2千3百万円

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定等が行われるよう指導を行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう周知・啓発に取り組む。

3 パートタイム労働者等の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《19億1千0百万円→25億9千0百万円》

パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助や職務分析・職務評価の導入支援を行うほか、労働政策審議会の議論を踏まえ、パートタイム労働者の公正な待遇の確保に向けた事業主による取組を推進する仕組みの導入など、パートタイム労働法制の整備について検討し、必要な措置を講ずる。

また、均衡待遇・正社員化推進奨励金の活用により、パートタイム労働者と有期契約労働者の均衡待遇・正社員への転換の実現を一体的に推進する。

4 多様な働き方に対する支援の充実

《1億8千8百万円→2億8千6百万円》

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進（一部再掲）

2億4千4百万円

短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、事業主への奨励金の支給による支援とともに、導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供を行う。

(2) 良好な在宅就業環境の確保

4千1百万円

在宅就業を良好な就業形態とするため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者と仲介機関を対象とした支援事業を実施する。